

## 放送を巡る規制改革

平成 30 年 5 月 25 日

規制改革推進会議

投資等ワーキング・グループ

## これまでの審議経過

平成 30 年 2 月 7 日（第 14 回投資等 WG）：有識者からのヒアリング  
 平成 30 年 2 月 19 日（第 15 回投資等 WG）：有識者からのヒアリング  
 平成 30 年 3 月 8 日（第 17 回投資等 WG）：関係事業者からのヒアリング  
 平成 30 年 3 月 15 日（第 18 回投資等 WG）：有識者からのヒアリング  
 平成 30 年 3 月 22 日（第 19 回投資等 WG）：有識者からのヒアリング  
 平成 30 年 4 月 4 日（第 20 回投資等 WG）：有識者、関係団体からのヒアリング  
 平成 30 年 4 月 16 日（第 28 回規制改革推進会議 本会議）  
 平成 30 年 4 月 20 日（第 23 回投資等 WG）：総務省、関係府省からのヒアリング  
 平成 30 年 4 月 24 日（第 25 回投資等 WG）：有識者、関係団体、総務省、関係府省からのヒアリング  
 平成 30 年 4 月 25 日（第 26 回投資等 WG）：有識者からのヒアリング  
 平成 30 年 4 月 25 日（第 27 回投資等 WG）：有識者からのヒアリング  
 平成 30 年 4 月 26 日（第 28 回投資等 WG）：関係事業者、関係団体からのヒアリング  
 平成 30 年 5 月 9 日（第 31 回投資等 WG）：総務省からのヒアリング  
 平成 30 年 5 月 14 日（第 32 回投資等 WG）：有識者からのヒアリング  
 平成 30 年 5 月 15 日（第 33 回投資等 WG）：関係府省からのヒアリング  
 平成 30 年 5 月 17 日（第 34 回投資等 WG）：総務省、関係府省からのヒアリング  
 平成 30 年 5 月 21 日（第 36 回投資等 WG）：関係事業者からのヒアリング  
 平成 30 年 5 月 23 日（第 37 回投資等 WG）：関係団体、総務省、関係府省からのヒアリング  
 ※第 23 回、第 25 回、第 31 回、第 34 回、第 37 回以外においても、総務省がオブザーバーとして出席

## これまでのワーキング・グループで示された有識者、関係事業者・団体の改革に関する意見

## 1、通信・放送の融合が進展する下でのビジネスモデルの展開の方向性関連

## &lt;インターネット配信&gt;

- ・ユーザーから見た場合、伝送路の違いは意味を持たなくなっている。
- ・規律に守られた放送コンテンツがネット空間にも出ることが必要であり、同時配信のニーズは大きく、同時配信が行われてもライブ視聴は減らない。
- ・多くの人に届けるというのは、放送の非常に大事なミッションだと思うが、配信手段の多様化が必要である。
- ・まずEテレから、NHKのネット活用を本格化させ、衛星放送及びIPなどで伝送する方式にしてはどうか。
- ・現在できていない視聴履歴の利用やビッグデータ、AIの分野への進化は、ネット配信によって可能となる。
- ・伝送路が多様化する中、常時同時配信を進めるべきで、NHKが公共メディアとして先導的役割を果たすことが重要である。
- ・ネット配信するにはコスト、収支の問題の検討が必要だが、時代はその方向に向いており、絶対にその

分野に進まざるをえないと考えている。

- ・テレビ局に力があるうちに動画配信を押し進め、世界との遅れをキャッチアップすべきである。
- ・ニュースとそれ以外の番組で異なる流し方をとることも重要である。
- ・本当のローカルニーズを満たすためには放送、通信融合的なサービスでなければならないだろう。
- ・番組制作者としてのテレビ局はどこでも番組を配信してもよいはずで、地域配信規制の撤廃を検討してもよい。
- ・オールジャパンで同時配信及び見逃しアーカイブがあると、かなり違法配信を駆逐できる。
- ・韓国では、IPTVは（法律上）放送と扱われる。
- ・（日本も）英国のように、同時送信までテレビであると法律上取り扱うべきである。
- ・英国では、同時配信等につき放送と同様の権利処理とする業界間の合意がされている。
- ・テレビ局は（映画と異なり、著作）隣接権しかなく、二次利用に際しいちいち出演者との交渉が必要。著作権法を変えることを検討すべき。
- ・外部制作番組の二次利用、実演家の権利の買い取り、所在不明権利者問題につき、取組が必要。
- ・同時配信だからといって、（許諾の）ハードルが高くなることはない。
- ・（ネット配信に対して、許諾がスムーズにできる処理の仕組みを設けることに賛成であるが）既に見逃し配信でも包括許諾が可能であるなかで、（現在の著作権法で）許諾権（とされている権利）を報酬請求権化して、切り下げるべきでない。

#### <新たな環境に対応した配信基盤>

- ・テレビ版 radiko のようなプラットフォームを作ることは一つのモデルとしてあり得る。
- ・テレビのハード部門を、公共インフラのように共通プラットフォーム化するのは大切なポイントである。
- ・NHKと民放、放送と通信を越えたプラットフォーム作りをオールジャパン（産官学）で推進すべき。
- ・プラットフォームを含めて民放の意見を伺いながら、良い方向で話し合いができることを望む。
- ・広告放送の民放と受信料でやっているNHKと一緒に動画配信のサービスをすることはハードルがあると思うが、ユーザーが望むことであつたら考えなければならない。
- ・もしも規制で動かせることがあるとしたら、特殊法人たるNTTが放送分野に進出することの規制に穴をあけるといような工夫もいるかもしれない。
- ・地上波デジタルネットワークの伝送会社を一本化。放送波とIP伝送の兼ね合わせがよいのではないか。
- ・今は縦系列が多いが、縦系列と横系列の併存が必要であり、その中で望ましいプラットフォームを作らざるをえない。伝送設備だけのプラットフォームでよいのか、もう少し上のレベルのプラットフォームにするのか、要検討。
- ・ビジネスモデル次第で、集客ができるのであればテレビ局にとって共通プラットフォームの構築は選択肢としてあり得る。
- ・現在、各社ばらばらに集客しているのに対し、同時配信をハブにして集客し、その先の各テレビ局に送客する仕組が最も機能する。
- ・資産を軽くするアセットライトの観点で、地域単位でのプラットフォームやネット配信などの機能の共有化・統合。
- ・放送局があまねく電波塔を建たせていることが非効率であることは確かではないか。

### <新規参入>

- ・ Eテレの地上波撤退、跡地を地域発全国放送などにあて、新規事業の育成をすべきである。
- ・ 新規参入を受け入れるべきであり、今変えなければ放送の未来は描けない。

### <ローカル局>

- ・ 縦（系列）だけでなく、横（地域）を軸にした挺入れが必要であり、幾つかの機能の統合、協力があり得る方法である。
- ・ ローカル局同士の再編を促進するため、地方局へのマスメディア集中排除原則の適用排除をすべきである。
- ・ 県単位の免許は、参入障壁になっている可能性があり、検討課題。ただ、地域規模単位の民主主義のあり方ともかかわるので、慎重な検討が必要（例えば地域性を免許条件にするなど）。認定放送持株会社制度があまり利用されていないとすれば、それはなぜなのかは検討課題。
- ・ マスメディアという言葉が既に陳腐になっており、マスメディア集中排除原則も見直した方が良い。
- ・ 地域免許制度は将来から逆算して検討すべき。広域の経営統合など考え得る。
- ・ 放送業界全体で、弱いところに配分するプール金のような仕組みも1つのアイデアである。
- ・ イギリスでは、所有規制の完全撤廃をしている。

### <放送事業者の経営、ガバナンス>

- ・ 認定放送持株会社の資本規制の撤廃を検討してはどうか。
- ・ 社外取締役による経営のガバナンス強化をすべき。ガイドラインでも良いので、東証の基準とは別に、放送局に公的な電波の割当先としてのガバナンスを求めても良い。
- ・ 効率化、集約化、外部資金の獲得などの経営力が放送局にも必要である。
- ・ 放送事業者のガバナンス向上のため、番組審議機関の強化、見える化を図るべきである。
- ・ 放送事業者の歩みが遅い一つの大きな要因は、ガバナンスであると思う。

### <その他>

- ・ ハード・ソフト分離しても災害放送には影響がなく、分離の下でどう対応するかを考える方が良い。
- ・ 4K・8K時代のハード・ソフトは、従来のハード・ソフト一致型では維持できない可能性がある。
- ・ 放送の上下分離は、産業内の独占要因（インフラ他）と競争要因（コンテンツ他のサービス）を分離し、後者における競争環境を創出して産業発展の加速を期待できる。
- ・ 視聴者や広告主の状況変化に伴い、合理化のニーズが出てきた際、ハード・ソフト分離の政策誘導があればよいのではないか。

## 2、より多様で良質なコンテンツの提供とグローバル展開関連

### <グローバル展開>

- ・ NHK国際放送の経営・組織・人材の見直しをすべきである。
- ・ （各局とも海外にコンテンツを売る駐在員を置き始めているが、）もっと大がかりに専門家の参入・提携をすべき。
- ・ 海外展開の継続的支援を希望する。

- ・外国の海賊版・違法アップロード対策など、国の知恵をお借りしたい。
- ・韓国では、コンテンツ振興院が海外展開、番組制作などの支援を行っている。
- ・【再掲】オールジャパンで同時配信及び見逃しアーカイブがあると、かなり違法配信を駆逐できる。
- ・文科省が行っているコンテンツの海外発信の取組など、さまざまな海外との仕組みがあるので、どんどん活用していけばよく、地方局が持っているリソースを活用するという意味合いでは、国として仕組みを作った上で、そこにいろいろなものを出していくという事はあり得る。
- ・海賊版対策に関する各省庁への要望は、CODA自動コンテンツ監視・削除センターの機能強化（映像・音声フィンガープリントの使用容量の拡大、サーバー増強、人的モニタリングの増員等）や、知的財産戦略推進事務局がイニシアチブをとり、情報通信機器企業・ISP・有識者・放送事業者等との間で対策について研究、検討、その具現性について協議する場を常設することである。

#### <著作権等処理>

- ・【再掲】英国では、同時配信等につき放送と同様の権利処理とする業界間の合意がされている。
- ・【再掲】テレビ局は（映画と異なり著作）隣接権しかなく、二次利用に際しいちいち出演者との交渉が必要。著作権法を変えることを検討すべき。
- ・【再掲】外部制作番組の二次利用、実演家の権利の買い取り、所在不明権利者問題につき、取組が必要。
- ・（放送のための許諾と包括で同時配信のギャラを上乗せして許諾するのではなく）配信の許諾は直接得た形とし、分配処理は団体による集中管理とすべき。
- ・【再掲】同時配信だからといって、（許諾の）ハードルが高くなることはない。
- ・【再掲】（ネット配信に対して許諾がスムーズにできる処理の仕組みを設けることに賛成であるが）既に見逃し配信でも包括許諾可能であるなかで、（現在の著作権法で）許諾権（とされている権利）を報酬請求権化して、切り下げるべきでない。
- ・新たな取引ルールを検討し、著作権が製作会社等に帰属するケースの明確化、著作権が譲渡される場合に十分な協議により適正な経済的対価を支払うべきことの明確化を行うべき。

#### <放送コンテンツの取引>

- ・英国では、外部プロダクションへの25%の制作委託を義務付けており、メディア産業の人材流動も、（いわゆる）クォーター制度が起因ともいえる。
- ・諸外国で行われている番組販売でコンテンツを流通させる要素が高まってくる。
- ・番組制作の現場も変革が必要。古い習慣や取引慣行を見直すべき。
- ・地域、地方で制作した番組を配信できるような制作の多元性を図る方策が必要。
- ・外部発注比率の定義を、制作費又は新作の何%にするというのは意義がある。
- ・本来、著作者である製作会社が二次利用の展開を考えるべき。
- ・米国の著作権はプロダクションに帰属し、二次利用が容易。
- ・制作費ありきで番組制作されるため、適正に取引価格が決定されているのか不透明。
- ・下請法で対応できなかった理由や放送業界の取引の特質に配慮し、書面交付義務ではなく契約書の締結義務を新たに課すなど、新たな取引ルールを制定するべき。
- ・既存の行政機関や民間団体から人材面や資金面で完全に独立した監視機関を設置し、契約書の締結・保管義務、不適切取引の公表など、不適正取引の監視をすることが必要である。
- ・コンテンツの内容にとどまらず、その取引プロセスについても、スポンサー等の資金提供者にも何らか

の責任を負わせる仕組みの構築を検討すべきである。

#### <その他>

- ・NHKの最大の特徴は膨大なアーカイブであり、アーカイブの有効活用が放送事業者の生き残る道である。
- ・コンテンツは地上波で1回再放送したら終わりではなく、何回も流したり海外で売ることも想定して作る必要がある。

### 3、上記の変革を踏まえた、電波の有効活用に向けた制度のあり方関連、その他

#### <電波の有効活用>

- ・【再掲】Eテレの地上波撤退、跡地を地域発全国放送などにあて、新規事業の育成をすべき。
- ・放送電波利用効率の算定を行うべき。

#### <その他全般>

- ・放送は民主主義の基盤。短絡的なイデオロギー論でなく本質的議論が必要である。
- ・国民の知る権利を増進させていく放送制度の役割と規制改革・産業振興は対立するものではなく、両者が同期するように、規制改革・制度の手直しを仕組むことが課題。
- ・(放送規制の必要性について) インターネット空間は自由、放送は免許制度。両方が補完・刺激しあうことが合理的・建設的。
- ・マスメディア、とりわけ放送は国民の知る権利に奉仕する。これが放送規律を説明する。
- ・(規律対象とするかどうかの線引きは) 公衆を形成するプッシュ型の同時・同報の手段か否かという点であるべき。
- ・放送法は、70年前の産業育成の立場から立法化されたものが、いつの間にか産業保護の手段になっている。重い放送法を、時代に合わせて(インターネット放送が拡大している中で) 軽い法律として見直したらどうか。
- ・(政府が放送事業を直接統制することを、諸外国のような制度に改めるという規制体系の見直しは、通信と放送の) 融合法制などを検討する場合は一つの論点となりうる。
- ・放送事業者の自主自律を原則とする放送法を運用するのに、独立規制機関が良いのかは議論が分かれる。独立行政機関を入れるのであれば、今の放送法は抜本的に変えないと難しい。
- ・政府が放送事業を直接統制する現行制度は、世界で例が少なく、見直す必要がある。
- ・番組編集準則は、(学説上も見解が分かれ難い問題だが、) 放送規律全体の中で検討が必要。少なくとも政治的公平については、政府が権限を行使しないことを法的に確定すべき。
- ・放送法のコンテンツ規制が緩和されれば(ネット放送でもそれを流せるようになれば) 嬉しい。(ただ、法規制よりはむしろ) スポンサーや視聴者クレームを気にされている部分が強い。
- ・番組規律、マスメディア集中排除原則、県域放送の緩和は、事業者の需要が乏しい。放送規制の問題はほぼ片付いた。残るのはBPOの機能強化ぐらいである。
- ・マスメディア集中排除原則は変更しうるが、ニーズ次第である。
- ・外資規制の問題は、資金力などの観点で間口を広げるべきだが、同時に、何をどう守るべきなのか、深い議論が必要である。

- ・番組審議会に、より若い世代の意見を入れる等、番組編集のプロセスをオープンにすることが有用である。
- ・AMラジオの災害に強いという特性を生かすため、アンテナの建替えを支援することや、ワイドFMでAMと異なった番組を流すといった柔軟な運用を進めることが考えられる。
- ・（一社）新CAS協議会が策定したBS-4K放送における、全てのテレビに加入者識別機能を消費者負担で搭載する新CAS方式は、消費者への不利益が大きく、時代に逆行しているのではないか。